

奈良県告示第百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、東室土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和六年七月五日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉田 晴紀	葛城市東室三四
〃	岡田 一郎	〃 二
〃	小橋 勝宏	〃 四〇
〃	岡田 晴行	〃 一五
〃	吉井 正博	〃 三七
〃	坂本 剛司	〃 一一
〃	河本 圭史	〃 一七六一六
監事	坂本 勉	〃 二二九一六
〃	植村 和久	〃 一八三一二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉田 晴紀	葛城市東室三四
〃	岡田 一郎	〃 二
〃	小橋 勝宏	〃 四〇
〃	岡田 晴行	〃 一五
〃	吉井 正博	〃 三七
〃	坂本 剛司	〃 一一
〃	河本 圭史	〃 一七六一六
監事	植村 和久	〃 一八三一二
〃	小橋 伸安	〃 一八